

京都市告示第 543 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 18 年 3 月 28 日

京都市長 榊 本 頼 兼

名 称	種 別	起 点 終 点
洛西東幹線用水路洛二 1 号	農業用水路等	京都市西京区松室河原町 210 番地の 2 地先 同町 210 番地の 2 地先
洛西東幹線用水路洛二 2 号	農業用水路等	京都市西京区松室河原町 210 番地の 3 地先 同町 210 番地の 3 地先
洛西東幹線用水路洛二 3 号	農業用水路等	京都市西京区松室吾田神町 410 番地の 2 地先 同町 400 番地の 8 地先
洛西東幹線用水路洛二 4 号	農業用水路等	京都市西京区松尾東ノ口町 210 番地の 2 地先 同町 410 番地の 1 地先
洛西中央幹線用水路洛二 1 号	農業用水路等	京都市西京区松室吾田神町 400 番地の 9 地先 同町 400 番地の 9 地先
洛西東幹線用水路支線洛二 1 号	農業用水路等	京都市西京区松室北河原町 310 番地の 2 地先 同町 310 番地の 2 地先
洛西東幹線用水路支線洛二 2 号	農業用水路等	京都市西京区松室荒堀町 210 番地の 1 地先 同町 210 番地の 1 地先
洛西東幹線用水路支線洛二 3 号	農業用水路等	京都市西京区松尾東ノ口町 210 番地の 3 地先 同町 210 番地の 3 地先
洛西東幹線用水路支線洛二 4 号	農業用水路等	京都市西京区桂池尻町 210 番地の 1 地先 同町 310 番地の 21 地先
洛西東幹線用水路支線洛二 5 号	農業用水路等	京都市西京区桂上野町東町 310 番地の 3 地先 同町 310 番地の 3 地先
洛西東幹線用水路支線洛二 6 号	農業用水路等	京都市西京区桂上野町東町 310 番地の 4 地先 同町 310 番地の 2 地先
洛西東幹線用水路支線洛二 7 号	農業用水路等	京都市西京区桂徳大寺町 410 番地の 2 地先 同町 410 番地の 2 地先
洛西東幹線用水路支線洛二 8 号	農業用水路等	京都市西京区桂徳大寺東町 210 番地の 1 地先 同町 210 番地の 1 地先
洛西東幹線用水路松室水 0 0 2 6 号	農業用水路等	京都市西京区松室追上ヶ町 48 番地地先 同町 40 番地の 2 地先
洛西東幹線用水路松室水 0 0 3 9 号	農業用水路等	京都市西京区松室中溝町 1 番地の 1 地先 同町 3 番地地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)